

## 行政刷新会議事業仕分け第3弾(後半)議事録(未定稿)

○: 行政刷新会議

●: 厚労省

### ○ 伊藤進行役

振興助成費等補助金と営業指導費補助金は今年度までの事業であり、生活関係営業対策事業費補助金については来年度の要求で出ているものである。違いや考え方について説明をお願いします。

### ● 小林政務官

行政刷新会議の指摘に則して具体的な改革案を準備したので事務方より説明をさせていただきます。生衛業界は国民生活から切り離せない業界である。従業員数5人未満の事業所が73%を占めており、零細企業が集まっているという実態があり、121万事業所で628万人を超える方が働いているということをご認識いただきたい。大規模チェーン店が進出し、零細事業者の経営が逼迫し、多く事業で従事者数が減少している。インフルエンザ、後継者育成対策については、地域で地味に取り組むことが必要。

生活衛生関係補助金は個別の事業者では対応できない衛生対策、消費者対策に役立っている。

### ● 堀江課長

(資料に基づき改革案について説明)

なお、この際一言申し上げるが、刷新会議事務局より昨日の午後になって刷新会議のルールに記載されていないにもかかわらず、業界から推薦のあった理美容師2名に関し、同席は不相当との連絡があり、口頭で業界の陳情の場になるからとのことを言われた。理由を明示する文書を要求したが断られた。一方で本日陪席いただいている方には業界の役員の方もいるが、こちらの着席にはコメントが無かった。組合、業界の役員はよいが、役員になっていない理美容師の着席を認めないという主張については大変残念であり、理解に苦しむ。刷新会議において毛利さんのような方の声

は聞くが、零細の理美容師の声は聞く気はないというお考えか。もしよろしければ理美容師の方から一言ずつ意見を言わせて欲しいと考えるが認めていただければと思う。

○ 伊藤進行役

これは質問の中で適宜やらせていただくが、御説明に入っていただくのは説明のできる政務三役、本省の職員、法人の職員であり、まさに利害関係のある方については、第一次に引き続き同じ取り決めをさせていただいているはずなのでこれで仕切らせていただく。

○ 財務省

(資料に基づき予算要求について説明)

○ 船曳仕分け人

先程の説明で、この業界で682万人が就業し121万の事業所があるとのことであったが、この中で実際に生活衛生営業指導センターの傘下にある、すなわち加入組合の下にある組合数、組合事業所数は何%か。

● 堀江課長

指導センターは組合、連合会とは異なり全事業所を対象とした機能である。

○ 船曳仕分け人

ファンクションとして指導センターが具体的に指導通達を行う対象は何%か。

● 外山局長

業種によって異なるが、理容浴場興業は90%以上、美容、飲食関係は40%前後である。

○ 船曳仕分け人

中小企業育成の観点を除くと、もともと貴省でこの事業が始まった趣旨としては衛生管理の徹底であると考えられるがいかがか。

● 堀江課長

これらの業界で過当競争が発生し、衛生管理が不十分であるという背景があったからと考える。

○ 船曳仕分け人

国民の立場からいうと、衛生管理の中心となるのは食品管理かと思う。これに該当するレストラン営業や寿司屋などの組合加入率は低いと考えるがその辺りについて実態調査をされているか。

● 堀江課長

飲食にも様々な業界があるので、色々な勘定の方法があるが、6割程度にはなろうかと思う。

○ 船曳仕分け人

私の市民感覚としては違うと思う。組合から外れた飲食企業は沢山あるはず。私もレストランを経営しているが、どこの組合にも属していない。保健所の指導は受けるが、今日ここにくるまで指導センターの存在を知らなかった。

ちなみにSマーク、これは安全、安心をはかるものであるが、これは圧倒的に理容業に偏っており、食品業界としてはほとんど加入が無いという実態について御説明をお願いします。

● 松岡課長

Sマークは組合員の同意を得た上で作られているものであるが、理容、美容、クリーニング業が早くからできている。飲食業についてはごく近年に作られたものであるため、加入者数として少ないのではないかと考えるが、これについては加入促進に努めている。

○ 船曳仕分け人

パーセンテージで見ると、理容業で33%、美容業で9%とあまり国民の目から見ると高い数値とは言えないと考えるがいかがか。

● 松岡課長

数についての評価はいろいろあるし、各営業者の方々の選択によるものでもあるが、積極的に推進しているところ。

○ 初鹿仕分け人

お金の流れについて確認したいのだが、これまでやっていた事業は全国団体に4億円、都道府県センターに5億円という流れだったものを今度はまとめて8億円にするということだが、全国でやっていたものを都道府県に振り分けることで全国センターへの補助金の額は減っているようだが、中身を見ると、全国センターから各組合に対して

助成をしていた額が大きく減っており、都道府県センターはむしろ増額し、全国センターは若干減るかもしれないが、人件費や事業費でやらなくなった事業を除いたら事業費は減らないように見えるが。

● 堀江課長

今回は全国センターを経由していたものについて直接補助をするということで全国センターの事業費は大きく減っている。

○ 初鹿仕分け人

それはもともと全国センターには残らないお金だろう。また、現場に近い連合会と各組合への助成額が総額として減っている。にもかかわらず全国センターへの助成額はそのままとはいかがなものか。

● 松岡課長

全国センターについても、事業の重点化を図り、総額を減らしているし、事業の縮減を図っている。また、都道府県センターに移しているものもあるが、これは現場に近いところでやるのが適切であろうということで事業をゼロベースで見直しをしている。

○ 初鹿仕分け人

もう一度詳しく聞かすが、各組合への助成額はいくらからいくらに減っているのか。

● 外山局長

財務省が作成した資料によると2億1千9百万から1億6千万に減っている。

○ 初鹿仕分け人

本来、現場に近いところを減らすべきではなく、全国センターのところで圧縮するべきだと考えるが、なぜ現場から減らすのか。

● 松岡課長

事業を精査させていただいた訳であるが、各組合の方に振興助成費として渡す額そのものについては減らすという形はとっていない。2億1千9百万の中身には色々なものが含まれているため。

● 外山局長

補足をするが、センターからの助成として1億7千1百万円あるが、2億1千9百万のうち直接組合にいくのは1億7千万円であり、この差額はセンターで行っていた調査

研究費を減らしたということである。

○ 市川仕分け人

これは全体を抜本的に見直した結果として、このようなお金の流れになったという判断でよいか。

● 堀江課長

然り。

○ 市川仕分け人

流れは少しかわっているが、構造は少しもかわっていないのではないか。項目をパッチワークして、これまでの予算の1割を削減した形で要求しているだけに見えるが。

● 外山局長

初鹿先生からも御指摘があったが、精査しても現場へのお金というものはなかなか減らせない。支出の方法や重点の置き方や評価の仕組みなどの構造的な仕組みについては変えているが、事業についての在り方については大きく変えていない。

○ 水上仕分け人

新しい事業の評価指標については資料に記されていないが、前の事業の評価指標とは異なるものか。

● 堀江課長

効果指標については改革案を示しながら検討会において検討中である。

○ 水上仕分け人

まだ具体的に資料に落としこめるまでは煮詰まっていないということか。

● 堀江課長

予算が決まればすぐに書ける。

○ 水上仕分け人

前回の仕分け結果は、定量的な成果指標が明確に決まった上で要求を出さない限りは廃止ということになっていたはずである。構造的なものは前回と変わらず、評価指標もこれから検討するという段階で1割減の予算を出すということは明確な仕分け違反ではないか。

● 外山局長

現在、私の下に検討会を設置して必死で詰めている。約束を破っている訳では無い

● 堀江課長

具体的に事業を実施する際には、効果測定が可能な事業なのかということをミクロな視点で分析する。評価のフレームワークはできているため、これについてさらに検討会で詰めていく。

○ 伊藤進行役

水上さんの話は、前回の仕分けで仕組みを再構築すべきといった話があったことを踏まえると、検討会のとりまとめが出て、それが機能するかという判断があった上で次の予算要求の予算に結びつくのではないかという指摘だと思うが、今の御説明だと、まず、フレームを作っているのが構造は一緒だがとりあえず見直している、といった内容である。その点についての違いであると思うのだが。

○ 水上仕分け人

私としては、意思決定できたので大丈夫。

○ 山崎仕分け人

生活衛生関係の事業は重要であると思う。基本的には行政がやることと考えるが、業界組織もきっちりやっていただくことで国民の公衆衛生が確保される。前回の仕分けで指摘されたことが、フレームを変えただけで中身は変わっていないのではと考える。具体的な質問になるが、例えば後継者育成事業については何ヶ所から手が上がり、どのくらいの予算で、どのようなことをやっていくおつもりか。

● 堀江課長

47都道府県で4600万円をかける予定。

○ 山崎仕分け人

1県100万円足らずということか。研修会などを行うのか。

● 堀江課長

然り。就職前の中高生を対象に勤労体験などを行い業界に対する認識を深めてもらうことを狙った事業である。

● 外山局長

インターンシップ制度などを導入して現場体験をしてもらうというもので、業界のみならず、自治体等と協議会を組織し、体験学習を行ってもらう。

○ 山崎仕分け人

インターンシップであれば他の労働関係予算でもやっているのでは。

● 松岡課長

生衛業に実際に従事している方が学校に出向いたりするなど、自らが関わっていきながら効果を上げるということで独自にやらせていただいている。

○ 吉田仕分け人

行政事業レビューの時に議論されていた内容が全然反映されていない。担当の総括審議官がおっしゃられていたことがどう反映されたのか、今のプレゼンを伺っても分からない。例えば、総括審議官は、補助金でやっているのは主に経営相談であり、生衛業の衛生水準の確保は非常に重要なものであるが、経営指導がそれとどのような関係があるのか、生衛業を特出して経営指導の資金を作る必要があるのかが一つあるかと思う、経営指導、経営相談の中身を見ても半分以上が融資相談。これが衛生に関係あるのかについて考えて欲しいと言っている。

行政事業レビューの際の資料では、東京都の融資相談については、その多くがレストラン等の新規開業をする人であったと思う。冒頭に理美容師の方の意見について発言があったが、実際にこの事業の便益を受けているのは新規開業を行う飲食業ではないか。これらについて行政事業レビューでの指摘点がどのように改善されたのか。

● 松岡課長

理美容業の方についても、政策金融公庫の生活衛生貸付枠で対応しているが、よく使われている。飲食業自体が多いため貸付の率で考えても多くなる。経営相談については政策金融公庫とのつなぎ役をしている、生衛法のそもそもの趣旨として、経営の健全化と衛生水準の確保は車の両輪。センターでは、衛生設備の改善やどういったことをすれば衛生水準を確保することができるのか、という相談をしっかりとしている。その点については御理解いただきたい。

○ 土居仕分け人

これについては、単に昔、医療金融公庫というものがあって、これが合併を経て政策金融公庫にあるという名残のようなところがある。わざわざセンターがそのような相

談をやる必要はないのではないか。公庫は沢山支店があるのでここを使って相談業務を行うということにすればよいのではないか。

● 松岡課長

医療金融公庫は関係無い。環境衛生金融公庫が統合していったもの。身近な指導センターで経営と衛生水準に関する相談を行うといったことで役割を持っており、そういう意味で公庫ともタイアップしてやっている。公庫としても指導センターを活用しながらやっている面がある。

● 外山局長

生衛法第57条の4に都道府県センターの業務として経営相談が規定されている。

○ 土居仕分け人

現行法だとそうであるが、当然法改正もできる訳だろう。

○ 上山仕分け人

公開プロセスの時に、経営指導については商工会議所や保健所との役割分担という話もでていたと思うがそのあたりの検討はどうなっているのか。

● 松岡課長

保健所が担う役割は、衛生規制のみで経営相談は対象にはできない。商工会議所も衛生水準の確保とは特段関わり合いがないところでやっている。経営面と指導面の両方を見ながら支援をさせていただくということから指導センターの意義があり、法律もそのように位置づけている。

○ 太田仕分け人

どうもお話を伺っているとこれは前の仕分けの結果が1割位の予算縮減だったという感じの回答だ。一度、事業をゼロベースで見直し、廃止して組み直すということであれば、法律で決まっているから変えられない、という話もおかしいし、一つ一つの事業で、かなりの程度衛生に全く無関係とまでは言えないが関連性の薄いものがある。それぞれ一つずつについてゼロベースで見直したということは、例えばなぜこの事業が必要なのか、外部委員会を設けてどうしても残さないといけないものについてディスカッションがあり、それぞれの経緯の説明があって出ているということか。まず、そのゼロベースで見直したプロセスについてお伺いしたい。

● 堀江課長

これについては、政務三役でゼロベースで見直すということで、その方策については、検討会において検討するということが鋭意検討を行っており、かつ、改革案のところまで行き着いているというのが今の状況である。

○ 太田仕分け人

ゼロベースでまだ見直せていないということか。

● 堀江課長

違う。効果測定が不十分であるというのが一番大きなところであり、それについてまさにゼロベースで見直しており、今までのもの、例えば全国センターの審査会は国の事業と県の事業と分立した審査を行っていた、また、全国センターには弁護士などがいるが、中小企業の経営指導にあたる方、あるいは公衆衛生の専門家がいらない、そういう点を、、、

○ 太田仕分け人

時間がないので遮らせていただくが、事業一つ一つについてこれは必要だ、これは必要ではないと精査されたということか。それとも現在検討中ということか。

● 松岡課長

事業については精査をした上で要求させていただいており、これから国と県とセンター、三者の関係についてしっかり整理をするべきということのも当時の指摘であったので、、、、

○ 太田仕分け人

時間がないので遮らせていただくが、一つ一つ検討されたものは資料としてお持ちか。公開は可能か。

● 堀江課長

検討会は全て公開で行っている。

○ 太田仕分け人

それでは事業一つ一つについて説得的な理由が公開されているということか。

● 松岡課長

事業についてはそれぞれ考え方を整理させていただいて、これは必要だろうということとで要求させていただいている。

○ 太田仕分け人

やらないよりやった方がよいだらうというのは簡単に言えるが。

● 外山局長

説明を足すが、この予算要求については、政務三役でゼロベースで見直す前に、冒頭でも申し上げた、民主党の生活衛生業振興議員連盟の方から、こういった視点でこういった中身について見直すというようなことを紙でいただいているところであり、全くその通りで見直している。ただ、細部の指標の細かな部分というところまではまだ決まっておらず、大枠のところである。

○ 中村仕分け人

シンプルなことをお聞きするが、生衛法の規定は先程お話ししたとおりだが、基本的にこの指導業務も含めて都道府県の仕事である。そういう前提で見直しをされているということによいか。そのところが見えてこないのだが。

● 松岡課長

現場の指導業務というものは、行政ではなく、まさに都道府県の指導センターで行う。

○ 中村仕分け人

国とか都道府県をちゃんぽんにお話されているようなので交通整理ができていないのだが、それも含めてそもそものリセットの話はある訳だろう、当然。

● 松岡課長

整理はそもそも生衛法にあり、考え方、、、

○ 中村仕分け人

あの規定そのものが曖昧だから、問題なのだが。

● 松岡課長

一点申し上げますと、全国センターで直接事業をやるようなものがあつたが、やはり全国センターというものは、都道府県センターに対する指導といった業務が中心だろうということで、事業は都道府県センターでやっていただくように整理した。

○ 初鹿仕分け人

今の御説明だと、全国でやっていたものを都道府県に振り替えている、ということだから、全国センターの仕事は確実に減っている訳だろう。補助金を全国センターを経過しないようにするという事だから、人件費の削減とか全国センターで何か削減努力をされているのか。

● 堀江課長

今回評価指標を作ってきたちゃんと評価ができるような事業にしていかなければいけないということで、理容師美容師の方の発言を認めていただければということも申し上げたが、、

○ 初鹿仕分け人

だから、全国センターで経費を削減したり人員を削減したりということを具体的にやったのかということを知っているのだが。

● 堀江課長

そのような方々に、今度は計画を立てていただくことについてのアドバイスも必要になるだろうと考える。また、結果評価についての事業も全国センターに位置づけているということで、全国センターについても機能をきちんと発揮していただく必要があるというのがこの予算の考え方になる。

○ 伊藤進行役

事実関係の確認になるが、先程から評価指標ということで検討会の方でかなり抜本的な改善がなされているというところではあるが、この検討会自体はいつ発足されたものか。

● 堀江課長

9月30日である。

○ 伊藤進行役

ということは概算要求の後か。

● 堀江課長

概算要求に際して、これと併せて9月中に検討会を発足させるということ政務三役に御確認いただいて、出している。

○ 伊藤進行役

少なくとも第一段の仕分けの際にちゃんとしたスキームを作らない限りは廃止だという決定をされているものが、要求をするまでは見直しをしていなくて、要求した後に枠組みを作りましたということか。

● 外山局長

そうではなく、御指摘を踏まえて色々検討して、政務三役でも検討したが、その前に党の方ともよく相談して、先程も申し上げたが平成22年7月30日に議員連盟の方とも話し合い、こういった視点で見直せとの御意見をいただいた。それらを踏まえて、長浜副大臣、長妻大臣とよく話し合い、こういう大枠でいこうということは決まった。ただ、先程から申し上げている指標の細部まで詰まっていないため、今、私の下に検討会を設け、最終的には報告書を出す、そういった形で通知まで改訂できるように盛り込む努力をしている。

○ 伊藤進行役

最後にするが、この仕分けの結果を踏まえた反映の部分というのは、検討会がこの評価指標の改善ということよりもその前に党でやられてきた抜本的改革をもってなっているということか。

● 外山局長

そうではなく、ここで指摘されたことも踏まえている。党の御意見を御覧になっていないかもしれないが、こちらで指摘されたこととそう食い違うことではない。

○ 伊藤進行役

つまり、自分達の抜本的に改善するという理屈は、党の意見をもってこの仕分けの結果を反映しているからということか。

○ 太田仕分け人

事実関係を質問したいのだが、いくつ見直してうち廃止したのはいくつ。抜本的ということなので、何割位廃止した結果、予算が九割なのか。

● 堀江課長

全部廃止して組み直している。

○ 太田仕分け人

生き残ったもので前と同一のものはあるのか。全部廃止したら予算はゼロになると思うが。

● 堀江課長

二つの事業を廃止して、一つのものをつくっており、それは局長からお話があったとおり、議連の話も踏まえながら予算要求をし、その際に細部についての検討は検討会で行うということになっている。

○ 太田仕分け人

検討会でオープンで出されていると。オープンで出された検討項目がいくつか有るということか。

● 堀江課長

各予算項目についての要求の考え方についても全て出している。

○ 太田仕分け人

その予算項目はいくつあっていくつ廃止されたのか。ゼロベースで見直すということだが。例えば2000項目あって1200項目が生き残った、これは必要、6割残りでしたと、そういう議論であれば分かるのだが。

○ 田村仕分け人

先程から議連議連とおっしゃっているが、もちろん議連には、この分野に一番熱心な先生方が集まっているので、大変貴重な意見ではあるが、決して民主党全体の意見ではない。民主党としては政策調査会でまとめる。議連の意見は重要な参考にはなるが、議連に従ってやっているから全て正しいということにはならないことを申し上げておく。

● 堀江課長

議連で決めているといっている訳ではなく、まず、行政刷新会議の意見を踏まえ、そして議連の意見を参考とし、その趣旨を踏まえて政務三役で相談して予算要求したということがポイントであり、議連が決めた訳ではない。

● 外山局長

行政刷新会議の意見を踏まえ抜本的に見直し、再要求をするということなので、前の政務三役の方で、かなり議論をされてこのような整理になったと聞いている。

○ 伊藤進行役

集計結果が出ているので先程の数字が出ないようであれば判定をする。

● 松岡課長

14あったうち、人件費、消費者対応事業費、情報ネットワーク事業の3つの分野は残り、その他事業は見直している。

○ 太田仕分け人

それは勘定科目名か。

● 松岡課長

然り。

○ 伊藤進行役

仕分け結果を発表する。12名の評価がある。廃止が8名、予算計上の見送りが3名、予算縮減が1人(3分の1の縮減)。

○ 田村仕分け人

一旦廃止と判定させていただく。理由は、多くの仕分け人がおっしゃるとおり、看板の掛け替えになっているから。改革案を検討しているのは御説明いただいたが、予算要求における事業内容については、見直しが不十分である。従って、一旦と申し上げたが、機能分担を含めてしっかり御検討いただき、事業内容を見直した上で予算要求を行っていただきたい。

● 小林政務官

本日の審議を踏まえ、検討会で検討を進めていく。生衛法が多くの生衛業者の方々の声を受けて議員立法で成立しているという経緯もあるので年末の予算編成には、厚生労働省政務三役としてしっかり対応してまいりたい。

以上